

令和2年6月18日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官  


平成27年(仮)第19号 政務活動費返還履行請求事件

口頭弁論終結日 令和2年2月27日

判 決

当事者の表示 別紙1（当事者目録）記載のとおり

主 文

- 1 被告は、別紙2の「会派」欄に記載された者に対し、対応する同別紙の「認容金額（円）」欄に記載された金員を支払うよう請求せよ。
- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、以下のとおりとする。
  - (1) 各補助参加によって生じた費用以外の費用は、これを10分し、その9を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
  - (2) 被告補助参加人とちぎ自民党議員会の補助参加によって生じた費用は、これを1000分し、その996を原告の負担とし、その余を同被告補助参加人の負担とする。
  - (3) 被告補助参加人みんなのクラブの補助参加によって生じた費用は、これを5分し、その4を原告の負担とし、その余を同被告補助参加人の負担とする。
  - (4) 被告補助参加人民主市民クラブの補助参加によって生じた費用は、これを10分し、その3を原告の負担とし、その余を同被告補助参加人の負担とする。
  - (5) 被告補助参加人公明党栃木県議会議員会の補助参加によって生じた費用は、これを1000分し、その998を原告の負担とし、その余を同被告補助参加人の負担とする。
  - (6) 被告補助参加人元気クラブの補助参加によって生じた費用は、これを10分し、その9を原告の負担とし、その余を同被告補助参加人の負担とす

る。

(7) 被告補助参加人県民クラブの補助参加によって生じた費用は、これを1000分し、その916を原告の負担とし、その余を同被告補助参加人の負担とする。

## 事 実 及 び 理 由

### 目次

第1 請求	4
第2 事案の概要	4
1 関係法令の定め	4
(1) 地方自治法	4
(2) 栃木県における条例の定め（乙1）	5
(3) 栃木県政務活動費マニュアルの定めについて（乙1）	7
(4) 栃木県政務調査費マニュアルの運用について（乙18）	12
2 争いのない事実等	12
(1) 当事者等	12
(2) 政務活動費の交付	14
(3) 住民監査請求の前置	15
(4) 本件訴えの提起	15
3 争点	15
4 争点に関する当事者の主張	16
(1) 判断基準等について	16
(2) 個別の支出項目について	17

第3 爭点に対する判断.....	18
1 判断基準 .....	18
2 違法な支出であると認められるもの.....	19
(1) 参加人自民 .....	19
(2) 参加人みんな .....	23
(3) 参加人民主 .....	28
(4) 参加人公明 .....	31
(5) 参加人元気 .....	32
(6) 参加人県民 .....	34
(7) 無所属の会 .....	35
3 違法な支出であると認められないもの（上記2で違法と判断したものを除く。）	36
(1) 参加人自民 .....	36
(2) 参加人みんな .....	45
(3) 参加人民主 .....	52
(4) 参加人公明 .....	55
(5) 参加人元気 .....	58
(6) 参加人県民 .....	60
(7) 無所属の会 .....	62
4 悪意の受益者について .....	63
第4 結論.....	63

## 第1 請求

被告は、別紙2の「会派」欄に記載された者に対し、対応する同別紙「請求金額（円）」欄に記載された金員及びこれに対する平成27年9月17日（訴状送達の日の翌日）から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

## 第2 事案の概要

本件は、権利能力なき社団である原告が、平成25年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）当時、栃木県議会（以下「県議会」という。）議員らにより構成される会派であった別紙2「会派」欄記載の会派に所属する議員らが、同年度に栃木県から交付された政務活動費の一部を使途基準に反して違法に支出し、不当に利得を得ているが、被告が不当利得返還請求権の行使を怠っていると主張して、被告に対し、地方自治法242条の2第1項4号（ただし、平成29年法律第54号による改正前のもの。以下同じ。）に基づき、上記各会派に対して別紙2「請求金額（円）」欄記載の各金額の不当利得の返還及びこれに対する民法704条前段所定の利息の支払を請求するよう求める事案（住民訴訟）である。

### 1 関係法令の定め

#### (1) 地方自治法

地方自治法（平成24年法律第72号による改正後のもの）100条14項は「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と定め、同条15項は、「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を

議長に提出するものとする。」と定めている。

(2) 栃木県における条例の定め（乙1）

栃木県では、地方自治法100条14項及び15項の規定を受けて、栃木県政務活動費の交付に関する条例（平成25年栃木県条例第3号による改正後のもの。以下「本件条例」という。）を制定し、県議会における会派に対して、月額30万円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額を政務活動費として交付することとしている。

そして、政務活動費を充てることのできる経費の範囲として、会派（所属議員を含む。）による調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、各種会議の開催等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費として別表に定めるものに充当でき（本件条例8条、以下において、この政務活動費の充当できる範囲を定めた規定を「本件使途基準」という。），会派の代表者は、その年度における収入及び支出の報告書（以下「收支報告書」という。）に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の証拠書類（以下「領収書等」という。）の写しを添えて、その年度の末日の翌日から起算して30日以内に、これを議長に提出すること（本件条例9条1項）とされ、議長は、收支報告書の写しを被告に送付しなければならない（同条3項）。会派の代表者は、收支報告書及び領収書等の写しに訂正があるときは、收支報告書等修正届を議長に提出して修正しなければならない（本件条例9条の2第1項）。議長は、政務活動費の適正な運用を期するため、必要に応じ調査を行う（本件条例12条の3）とされ、被告は、会派に交付した政務活動費に残余があるときは、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる（本件条例11条）とされている。提出された收支報告書及び領収書等の写し並びに收支報告書等修正届は、議長において、提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない（本件条

例 1・2 条 1 項)。

(別表)

ア 調査研究費

会派による県の事務及び地方行財政等に関する調査研究(視察を含む。)又は調査委託に要する経費(資料印刷費、委託費、文書通信費、交通費、宿泊費等)

イ 研修費

(ア) 会派による研修会、講演会等の開催(他の団体等との共同開催の場合を含む。)に要する経費(会場費、機材借上費、講師謝金、会費、文書通信費、交通費、宿泊費等)  
(イ) 他の団体等が開催する研修会、講演会等(当該会派との共同開催によるものを除く。)への会派又はその職員の参加に要する経費(研修参加費、文書通信費、交通費、宿泊費等)

ウ 広聴広報費

会派による県政に関する広聴広報活動に要する経費(広報紙・報告書等印刷費、委託費、文書通信費、交通費等)

エ 要請陳情等活動費

会派による要請陳情、住民相談等の活動に要する経費(資料印刷費、文書通信費、交通費、宿泊費等)

オ 会議費

(ア) 会派による各種会議、住民相談会等の開催(他の団体等との共同開催の場合を含む。)に要する経費(会場費、機材借上費、講師謝金、資料印刷費、文書通信費、交通費等)  
(イ) 他の団体等が開催する各種会議(当該会派との共同開催によるものを除く。)への会派又はその職員の参加に要する経費(会議参加費、文書通信費、交通費、宿泊費等)

カ 資料作成費

会派による活動に必要な資料の作成に要する経費（印刷・製本代、委託費、原稿料等）

キ 資料購入費

会派による活動に必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費（書籍購入代、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料等）

ク 事務費

会派による活動に係る事務の遂行に要する経費（事務用品・備品・消耗品購入費、備品維持費、文書通信費等）

ケ 人件費

会派による活動を補助する職員の雇用に要する経費（給料、手当、社会保険料、賃金等）

(3) 栃木県政務活動費マニュアルの定めについて（乙1）

本件使途基準については、政務活動費の経理の適正な取扱いを期すために、平成25年4月に栃木県議会が作成した栃木県政務活動費マニュアル（以下「マニュアル」という。）がある。

マニュアルにおいては、政務活動費の対象となる政務活動や本件使途基準の考え方につき、次のように示されている。

ア 政務活動費の対象となる政務活動（乙1・1頁、4頁）

政務活動費は、議員が、議員としての職責・職務を果たすために行う政務活動（調査研究その他の活動）に資するため、必要な経費の一部として交付されるものである。

政務活動費の対象となる政務活動として、会派が計画した会派（所属議員を含む。）による調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、各種会議の開催等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動であればこれに該当する。

会派の事業計画にないものや議員の私的な調査研究その他の活動は対象とはならない。

のことから、会派として実施する政務活動を具体的に決定した上で、会派の政務活動を会派に所属する議員が分担して行う場合に限り、個々の議員が実施する政務活動へも政務活動費を充当することができるものとする。

#### イ 政務活動費執行に当たっての原則（乙1・5頁）

政務活動は会派の自発的な意志に基づき行うものであるから、社会通念上妥当な範囲のものであることを前提とした上で、調査研究に要した費用の実費に充当することを原則とする（以下「実費充当の原則」という。）。

ただし、調査研究のために自家用車を使用した場合の交通費（燃料代）等については、実費の把握が困難であること等から、一定の基準で支出することとする。

また、各経費に共通する特に留意すべき事項として、①政務活動費の趣旨に沿った運用を行うこと（すなわち、党勢拡大等を目的とした政党活動、立候補及び当選等を目指した選挙活動、後援会活動、慶弔等私人としての活動とは一線を画する必要がある。）、②一つの経費に政務活動とそれ以外の活動に伴う経費の双方が含まれている場合には、経費を按分して充当すること、③資産形成に資するがないよう留意すること、④親族の雇用、親族所有の事務所の賃借については慎重に対応することが定められている。

#### ウ 政務活動費の充当が不適当な経費（乙1・6頁及び7頁）

##### （ア）政党活動経費

- ・党大会への出席に要する経費（党大会参加費、党大会参加旅費等）及び党大会賛助金
- ・政党構成員として招待された式典、会合への出席に要する経費

- ・県連（政党等）活動に要する経費
- ・政党の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷及び発送等に要する経費
- ・政党組織の事務所の設置維持に要する経費（人件費を含む。）
- ・政党の役員経費（専従職員に対する給与、各種手当等）等政党の経費
- ・党が開催する政策研究会への参加（純粋に研修を目的とすることについて合理的な説明が行えない限り政党活動とみなされる。）
- ・政党の政策パンフレットをそのまま配布すること（合理的な説明が行えない限り政党活動とみなされる。）

(イ) 選挙活動経費

- ・選挙運動及び選挙活動に要する経費
- ・衆議院・参議院選挙や首長・地方議員選挙等に当たっての各種団体への支援依頼活動、選挙ビラ作成に要する経費
- ・上記以外の選挙関係に係る経費、選挙活動費（公認推薦料、陣中見舞い等）

(ウ) 後援会活動経費

- ・後援会の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷及び発送等に要する経費
- ・後援会活動としての報告会等の開催に要する経費

(エ) 私的経費

- ・団体役員や経営者としての資格等、個人としての社会的地位により招待された式典、会合への出席に要する経費
- ・冠婚葬祭等（病気見舞い、香典、祝金、餞別、寸志、中元、歳暮等の費用、慶弔電報、年賀状等時候の挨拶状の購入又は印刷等の経費）
- ・檀家総代会、報恩講、宮参り等の宗教活動に要する経費
- ・私的用務による観光、レクリエーション、旅行に要する経費
- ・親睦会、レクリエーション等への参加のための経費

(才) その他政務活動費を充当することが適当でない経費

A 会議費

- ・飲食・会食を主目的とする各種会合
- ・バー、クラブなど会合を行うのに適切な場所とは言えない場所での飲食費
- ・議員が他の団体（農協、ライオンズクラブ、PTA、趣味の会等）の役職を兼ねている場合、議員の資格としてではなく役職者の資格としての当該団体の理事会、役員会や総会の出席に要する経費
- ・公職選挙法等の制限や社会通念上の妥当性を超えた飲食に要する経費（公職選挙法199条の2）

B 事務所費

- ・事務所用の土地・建物の取得等資産形成につながるものや自動車の購入及び維持修理に要する経費
- ・政務活動を行う事務所としての使用目的から判断して、必要な機能を超えた備品等の設置（冷蔵庫、美術品、装飾品及び衣服等）

C 会費

- ・団体の活動が政務活動に寄与しない場合、その団体に対して納める年会費、月会費
- ・個人の立場で加入している団体等に対する会費等（例として、町内会費、公民館費、壮年会費、PTA会費、婦人会費、スポーツクラブ会費、商工会費、同窓会費、老人クラブ会費、ライオンズクラブ・ロータリークラブの会費等）
- ・政党（県連）本来の活動にともなう党大会、党費、党大会賛助金等
- ・政党本来の活動にともなう国政報告会への参加経費
- ・議会内の親睦団体（議員野球部、ゴルフ部等）の会費
- ・他の議員の後援会や政治資金パーティーに出席する会費

・宗教団体の会費

・飲食・会食を主目的とする各種会合の会費

D その他

・名目（例として、県政報告会）の如何に関わらず、飲食・会食を主目的とする会合の経費

・傍聴者のためのバスの借上げ料

・地域関係者等を伴って要請陳情活動を行う場合の、自身以外に係る経費（陳情に必要な参考人等（大学教授等の有識者）の同行旅費等）

E 本件使途基準の考え方

本件使途基準の具体的な考え方については、別紙3のとおりである。

オ 按分による支出の考え方（乙1・13頁ないし15頁）

一つの経費に政務活動以外の活動に伴う経費が含まれている場合は、合理的に説明できる場合はその割合で按分し、合理的に説明することが困難な場合は2分の1を上限に按分できるものとする（ただし、自宅兼事務所の維持管理費については4分の1を上限とする。）。

使途項目のうち、「人件費」は、雇用する職員の勤務実績表を作成し、政務活動に係る業務とそれ以外の活動との按分割合によって、経費を按分し、政務活動に要した経費相当額のみを政務活動費から支出することとする。

「事務費（通信費）」は、政務活動に係る業務に関する通話時間（概数）、使用頻度又は使用実績の推計割合に基づく按分により、「事務費」は、政務活動に従事した時間の比率による使用実績に基づく按分により、「事務所費」は、政務活動に係る業務とそれ以外の活動に基づく按分割合又は使用面積割合に基づく按分割合により、「広聴広報費」は、政務活動が掲載されている面積の割合による按分によって、それぞれ政務活動費から支出することとする。

上記は、「人件費」、「事務費」及び「事務所費」等は、政務活動以外の活動にも使用される可能性があり、その性質上、政務活動に要した部分とそれ以外の活動に要した部分を明確に区分することが困難であると考えられるが、政務活動費は、政務活動に要した経費しか支出できないことから、按分により、政務活動に要した経費部分を算定して支出することとしているものである。

これは、個々の支出が本件使途基準に沿ったものであるか、また、政務活動費がいくら支出されたかを明確にするために、領収書等に必要な事項を記載することとしたものである。なお、収支報告書に記載されている内容に間違い等がないかを確認するためにも、領収書等には、これらの記載が必ず必要なので注意することとされている。

#### (4) 栃木県政務調査費マニュアルの運用について（乙18）

マニュアルを具体化したものとして、平成22年3月11日に政務調査費経理責任者連絡会議において作成された「栃木県政務調査費マニュアルの運用について」と題する書面（以下「本件申合せ」という。）が、各項目において、政務調査費として支出することの可否につき具体例を踏まえ定めており、その概要是別紙4のとおりであり、本件申合せに基づく運用は、平成22年4月1日から実施されている（乙18）。

本件申合せは、平成24年法律第72号により、地方自治法が改正され、政務調査費から政務活動費へと改正された後においても、改廃されていないものであり、本件においてその適法性が問題となっている平成25年度の政務活動費の支出の適法性の審査に際しても、本件申合せが妥当する限りにおいて、その考慮要素となることについて争いがない。

## 2 爭いのない事実等

### (1) 当事者等

ア 原告は、地方公共団体等の不正及び不当な行為を監視・是正することを

目的として結成された栃木県内に事務所を有する法人格のない社団である。

イ 被告は、栃木県知事であり、地方自治法242条の2第1項4号にいう普通地方公共団体である栃木県の執行機関である。

ウ 下記の被告補助参加人ら（以下において、本件訴訟において補助参加していない会派を含め「補助参加人ら」という。）は、県議会における会派である（補助参加人らの本判決における略称は、下記のとおりとする。）。

記

補助参加人らの名称	略称
とちぎ自民党議員会	参加人自民
みんなのクラブ (なお、平成27年4月30日に会派を解散している。乙3)	参加人みんな
民主市民クラブ (平成28年4月1日、民主党・無所属クラブから民進党・無所属クラブに変更した後、平成30年5月14日、同名称から変更。)	参加人民主
公明党栃木県議会議員会	参加人公明
元気クラブ	参加人元気
県民クラブ (平成27年4月30日、県民第一の会から名称変更。)	参加人県民

無所属の会 (なお、平成26年6月10日に会派を解散している。乙2)	無所属の会
---------------------------------------	-------

(2) 政務活動費の交付

栃木県は、本件条例に基づき、平成25年度の政務活動費として、補助参加人らに対して以下の金員を交付した（争いなし）。

補助参加人らの名称	交付額
参加人自民	1億0410万円
参加人みんな	3600万円
参加人民主	1440万円
参加人公明	1080万円
参加人元気	360万円
参加人県民	720万円
無所属の会	360万円

補助参加人らは、本件訴え提起前に、平成25年度政務活動費について、以下のとおり残余金が生じたとして、栃木県に返還した（甲2の2）。

補助参加人らの名称	返還金額
参加人自民	957万8688円
参加人みんな	255万8632円
参加人民主	53万8580円
参加人公明	608万2315円
参加人元気	129万6059円
参加人県民	0円（返還なし）

無所属の会	92万3700円
-------	----------

その後、さらに、下記会派から政務活動費の返還がされた（後記「証拠欄記載のとおり。）。

補助参加人らの名称	返還金額	証拠
参加人自民	9万5524円	乙4ないし7, 14 及び15
参加人みんな	42万0266円	乙8ないし13, 1 6及び17

#### (3) 住民監査請求の前置

原告は、平成27年5月27日、栃木県監査委員に対し、補助参加人らに違法な公金の支出があったとして、被告に対し補助参加人らの上記支出（ただし、監査請求後の返還前の金額）により栃木県が被った損害を填補するために必要な措置を講じるよう勧告することを求め、住民監査請求を行った（甲1の1ないし4、以下「本件住民監査請求」という。）。

栃木県監査委員は、同年7月23日、原告に対し、本件住民監査請求のうち、参加人みんなに係る原告の請求の一部には理由があると認め、参加人みんなに必要な措置を講ずるよう被告に勧告するが、その余の請求には理由がないこと等を内容とする通知をした（甲2の1及び2）。

#### (4) 本件訴えの提起

原告は、同年8月21日、本件訴えを提起し、本件訴えに係る訴状は同年9月16日に被告に送達された。

### 3 争点

本件の争点は、原告が違法と主張する次の項目における補助参加人らによる政務活動費の支出（以下「本件各支出」という。）が本件使途基準に適合するか否か、本件使途基準に該当しない場合、悪意の受益者といえるかという点で

ある。

#### 4 爭点に関する当事者の主張

##### (1) 判断基準等について

###### ア 政務活動費の支出における違法性の基準について

(原告の主張)

地方自治法の趣旨からすれば、収支報告書と証拠書類によって、政務活動費の支払の事実と本件使途基準該当性が明らかにされなければならず、それが明らかにされないものについては政務活動費の支払の事実が認められないというべきである。

そして、適法な政務活動費の支出として認められるには、①会派が行う政務活動であること、②県政との関連性及び支出の必要性・合理性が認められること、③使途基準及びマニュアルに適合することを要し、これらが一つでも欠ければ違法な政務活動費の支出となる。

なお、マニュアルを具体化したものとして作成された本件申合せについても、地方自治法の改正により、政務調査費制度から政務活動費制度へと変更されて以降においてもなお改廃等されていないのであるから、支出の適法性に関する考慮要素となるというべきである。

###### (ア) 形式面の検討のみで違法な支出といえるもの

マニュアルでは、政務活動費の対象と認められるには、当該調査研究が調査研究実施計画に基づくこと、議員又はグループで分担させる際にはそのことを明示した上で政務活動報告書を提出させることとし、また、会計帳簿の作成、議員又はグループに調査研究を分担した場合は経理責任者に会計帳簿と証拠書類の提出、領収書の原則的な提出が定められており、これらが遵守されていない場合、マニュアルに反するものとして、その具体的な支出内容にかかわらず、違法な政務活動費の支出となる。

###### (イ) 実質面の検討を踏まえて違法な支出といえるもの

また、政務活動費を政党活動経費、選挙活動経費、後援会活動経費、私的経費、挨拶・会食やテープカットだけの出席に要する経費、議員が他の団体の役職を兼ねている場合のその団体の会合への出席費用の支出などについて充当することは認められない。

(被告の主張)

政務調査費の使用が認められるかどうかは、本件使途基準に従った使用であるかどうかによって決せられるものである。

知事である被告が、議員の活動の手段、活動のための人的・物的設備、活動内容等に踏み込み、政務調査費の使途基準に適合しているかどうか、その金額が合理的かどうかなどを直接判断するのは相当でないところ、個々の支出についての反論は、後記の補助参加人らの主張のとおりである。

イ 悪意の受益者

(原告の主張)

本件各支出は明らかに違法な支出であり、その支出内容からすれば、補助参加人らは悪意の受益者（民法704条）として、返還すべき日から民法所定の年5分の利息を付して支払う必要がある。

(被告の主張)

原告は、補助参加人らが悪意の受益者であることを主張するが、その立証は、原告において、補助参加人らが受け取った政務活動費それぞれにつき法律上の原因がないことを認識していたことを個別に立証しなければならないものである。

(2) 個別の支出項目について

個別の支出についての原告、被告及び補助参加人ら（以下において、被告と補助参加人らを併せて「被告ら」という。）の主張は、別紙5の表（以下「主張整理表」という。）に記載のとおりである。

### 第3 爭点に対する判断

#### 1 判断基準

地方自治法100条14項、15項の規定による政務活動費の制度は、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化し、併せて政務活動費の使途の透明性を確保しようとしたものである（最高裁判所平成25年1月25日第二小法廷判決・集民243号11頁、同平成22年4月12日第二小法廷決定・集民234号1頁参照）。そして、この趣旨を受けて、栃木県では、本件条例において、政務活動費の交付に関する手続について定めるとともに、政務活動費の使途の基準として本件使途基準を設けている。さらに、本件使途基準を具体化、明確化するため、マニュアル及び本件申合せを定めているものである。

そして、本件使途基準、マニュアル及び本件申合せの内容につき、不合理であることをうかがわせる事情はない。

以上のことからすると、県議会の議員らが支出する政務活動費は、本件使途基準に沿ったものでなければならないことはもちろん、マニュアル及び本件申合せについても、政務活動費の支出の適法性審査にあたって、考慮要素になるというべきである（なお、本件申合せは、政務活動費へと地方自治法が改正された以降において、改廃等がされていないものであるが、上記考慮要素として扱う点を左右するものではない。）。

一方で、地方自治体の政策形成に関する政務活動は広範な分野にわたるものであり、その内容や手法も様々なものが考えられ、その政務活動による成果の有無も長期的・総体的な視点によらなければ検証することのできない性質のものである。

以上のような観点に加えて、一般に不当利得返還請求訴訟においては、返還を請求する者において、当該利得につき「法律上の原因を欠くこと」を主張立

証すべきであると解されること、住民が收支報告書に計上された支出の有無及び内容を逐一把握することは困難であることを踏まえれば、支出された政務活動費が本件使途基準に適合しないとして争う原告において、違法であると主張する支出を特定した上で、本件使途基準に合致しない政務活動費の支出がされたことを推認させる一般的、外形容的な事実（以下「一般的・外形容的事実」という。）の存在を主張立証した場合には、これに対して、被告らから上記支出が本件使途基準に該当するものであることについて相当の根拠、資料に基づいた適切な反証がなされない限り、当該政務活動費の支出は本件使途基準に合致しない違法な支出に該当するものと認めるのが相当である。

そこで、以下、各会派の各議員については、各補助参加人の政務調査実施要綱の実施計画を前提に支出の本件使途基準適合性を判断する。

## 2 違法な支出であると認められるもの

### (1) 参加人自民

#### ア 調査研究費

(ア) 主張一覧表A473（以下、「A〇〇」；「B〇〇」などと記載のあるものについては主張整理表中の整理番号のことを示すものとする。）の支出について

証拠（甲32）上、当該支出の支払名義は「とちぎ自民党4区議員会」とされ、議員が支出したことが明らかでないから、一般的・外形容的事実が認められる。

被告らは、当該支出日である平成25年2月27日の政務活動記録票（丙A2）を提出するが、同日、板橋一好議員が、危機管理等について協議を行ったことがうかがわれるにとどまり、当該議員が実際に当該支出をしたと認めることはできない。

よって、当該支出8300円は、違法な支出であると認めることができる。

(イ) A 6 3 7ないし6 4 1の支出について

A 6 3 7ないし6 4 1における「証拠」欄記載の証拠である領収書によれば、会費として、「政務活動費の充当額」欄記載の金額を政務活動費として充当したこと、その支払者が「高志会会員各位」とされていることが認められる。

本書証によれば、いかなる者が会費を支出したのかが判然としないため、政務活動との関連性が明らかでなく、一般的・外形的事実が認められる。

被告らは、政務活動記録票（丙A 1 6ないし2 0）を提出し、五月女裕久彦議員及び岩崎信議員が支出したと主張するが、同書証には、前記議員らが、当該会費を支出した日において、講演又は講習に参加し、意見交換を行ったことが記載されているにとどまり、前記議員らが会費を支出したことを裏付けるものではない。

そのため、被告らの主張を採用することはできず、当該支出合計2万5000円は、違法な支出であると認めることができる。

(ウ) A 6 4 2及び6 4 3の支出について

A 6 4 2及び6 4 3における「証拠」欄記載の証拠によれば、五月女裕久彦議員及び池田忠議員は、会費として、「政務活動費の充当額」欄記載の金額を政務活動費として充当したことが認められる。

被告らは、当該支出につき、内外情勢調査会が開催する講演会の出席の有無にかかわらず、年会費として前納するよう定められているに基づき支出したものであると主張する。

しかし、年会費は、当該費用を支払って当該講演会に参加して初めて政務活動との関連性が認められるものであるから、マニュアルに定められているように、実費充当の原則に従い、実際に講演会等に政務活動として参加した割合に相当する部分に限り、政務活動との関連性やその支

出の必要性が認められるものである。

被告らは、内外情勢調査会が主催する講演会に参加した回数や頻度につき、何らの主張・立証をしないから、実費充当の原則に照らし、その全体が違法であると認められる。

よって、当該支出合計13万2650円は、違法な支出であると認めることができる。

#### (エ) A645ないし653の支出について

A645ないし653における「証拠」欄記載の証拠によれば、電気代として、「政務活動費の充当額」欄記載の金額を政務活動費として充当したこと、同証拠において、当該事務所費の支払者が当該議員の後援会代表者の名義となっていることが認められる。

当該証拠の記載を踏まえると、議員が実際に支出した事実が認められず、むしろ、後援会活動としての費用であったことがうかがわれるから、一般的・外形的事実が認められる。

被告らは、当該領収書作成時においては、議員個人からの支出にかかわらず電気代の加入申込みの名義人に対して領収書が発行されるようになっていた旨を主張するにとどまり、議員が実際に支出したことを探る主張・立証しないから、当該支出合計6万8016円については、違法な支出であると認めることができる。

#### イ 会議費

A745及び746における「証拠」欄記載の証拠によれば、若林和雄議員は、会議費として、「支出日や内容」欄記載の日時において、県政報告会を行い、それに伴う支出として、「政務活動費の充当額」欄記載の金額を政務活動費として充当したことが認められる。

「県政報告会」という名称のみでは、その会議内容が明らかでなく、選挙活動等である可能性がうかがわれるから、直ちに政務活動との関連性を

有するとはいはず、一般的・外形的事実が認められる。

被告らは、当該会議につき、「県行政の総合企画 新とちぎ元気プラン」についての意見交換であるとの書証（丙A64）を提出するが、その内容は判然とせず、政務活動との関連性を認めることができない。

よって、当該支出合計2万9600円については、違法な支出であると認めることができる。

#### ウ 資料購入費

証拠（甲60, 63, 64, 186ないし188）によれば、岩崎信議員及び渡辺渡議員は、日本農業新聞の購読料として、A763ないし771, 789ないし800, 802欄の「政務活動費の充当額」欄記載の金額を政務活動費として充当したこと、両議員は、農業を生業としていることが認められる。

日本農業新聞は、農業関係者向けの業界新聞であり、農業を生業とする議員においては、その生業のための購読と、政務活動としての購読とを判別することができないから、個人的な支出としての側面を否定することができない。

さらに、本件申合せにおいても、議員の生業に係る業界紙の購読料については、政務活動費として認められない事例であるとしていることを考慮すれば、本支出は違法であるというほかない。

被告らは、マニュアルの定めを形式的に当てはめると、政務活動が不当に制限されることになること、他の議員も調査研究活動のために農業新聞を購読していること等から、政務活動との関連性が認められるというべきであり、適法な支出であると主張するが、農業を生業としている場合においては、その生業のための購読と、政務活動としての購読とを判別することができないことは既に述べたとおりであり、農業を生業としているという前提を欠く議員と比較した主張は採用できない。

よって、当該支出合計5万6100円は違法な支出であると認めることができる。

(2) 参加人みんな

ア 調査研究費

(ア) B10の支出について

B10における「証拠」欄記載の証拠によれば、早川桂子議員は、ガソリン代として、「政務活動費の充当額」欄記載の金額を政務活動費として充当したこと、平成25年6月10日及び同月27日の活動内容として「政務調査報告の内容点検」及び「政務調査費の監査」と記載されていることが認められる。

この点、議員としての議会活動を離れた活動に関する経費ないし当該行為の客観的な目的や性質に照らして議員の議会活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的関連性が認められない行為に関する経費は、使途基準に合致した支出といえないものというべきである（最高裁第二小法廷平成25年1月25日判決・集民243号11頁参照）。

上記政務調査報告の内容点検及び政務活動費の監査という活動は、間接的に、議員が行う政務活動内容をより効果的にする側面があることや、また、政務活動費の適正な費消という意味において、有益であることは認められるものの、「政務調査報告の内容点検」という記載のみでは、いかなる政務活動に関する内容であるかが定かでなく、政務活動費の監査も含め、その行為の客観的な目的や性質に照らして、政務活動との合理的関連性が認められるものとはいえない。

よって、同日のガソリン代に係る支出合計7992円については、違法な支出であると認めることができる。

(イ) B11の支出について

B11における「証拠」欄記載の証拠によれば、早川桂子議員は、ガ

ソリン代として、「政務活動費の充当額」欄記載の金額を政務活動費として充当したこと、平成25年7月28日には、大門町夏祭りに来賓として出席し、関係者・地元住民と意見交換をした旨が記載されていることが認められる。

平成25年7月28日のガソリン代に係る支出について、夏祭りに参加することから直ちに政務活動と関連性があるとはいえないため、一般的・外形的事実が認められるところ、同日の活動内容について被告らが提出する政務活動記録票（丙B20の4）には、「地元の自慢話が殆どで楽しく意見交換が出来た」と記載されており、政務活動と関連しない意見交換がされたことがうかがわれるものである。

そのため、同日のガソリン代に係る当該支出1739円については、違法な支出であると認めることができる。

#### (ウ) B78の支出について

B78における「証拠」欄記載の証拠によれば、渡辺幸子議員は、ガソリン代として、「政務活動費の充当額」欄記載の金額を政務活動費として充当したこと、平成25年4月20日の活動内容は、企画展「コレクション万華鏡」に出席し、出席した議員や関係者らと意見交換したことが認められる。

平成25年4月20日のガソリン代に係る支出について、万華鏡に関する会合における意見交換が、ただちに政務活動と関連するとは認め難く、議員個人の私的な趣味嗜好によるものである可能性がうかがわれるから、一般的・外形的事実が認められる。

被告らは、同会合について、政務活動記録票（丙B30の1）を提出するものの、同書証にも、上記「証拠」欄記載の証拠に記載された程度の記載しかされておらず、同会合及びその場における意見交換が、政務活動とどのように関連性を有するのかについて、主張・立証をしていな

い。

そのため、同日のガソリン代に係る当該支出74円については、違法な支出であると認めることができる。

(エ) B87の支出について

B87における「証拠」欄記載の証拠によれば、渡辺幸子議員は、ガソリン代として、「政務活動費の充当額」欄記載の金額を政務活動費として充当したこと、平成26年1月11日の活動内容は、「日本近代洋画への道・山岡コレクションと高橋由一の名品を中心に」展の開会式に出席し、出席した関係者らと意見交換したことが認められる。

平成26年1月11日のガソリン代に係る支出について、日本近代洋画に関する会合における意見交換が、直ちに政務活動と関連するとは認め難く、議員個人の私的な趣味嗜好によるものである可能性がうかがわれるから、一般的・外形的事実が認められる。

被告らは、同会合について、政務活動記録票（丙B33の2）を提出するものの、同書証にも、政務活動と関連する記載は認められないから、同会合及びその場における意見交換が、政務活動とどのように関連性を有するのかについて、主張・立証をしていない。

そのため、同日のガソリン代に係る当該支出111円については、違法な支出であると認めることができる。

イ 広聴広報費

B305ないし311における「証拠」欄記載の証拠によれば、参加人みんなは、広報紙に係る新聞折込料、印刷代又は送料等として、「政務活動費の充当額」欄記載の金額を政務活動費として充当したことが認められる。

議員が送付する広報紙には、政務活動に関するもの以外にも、政党活動、選挙活動又は後援会活動等様々なものが考えられるから、広報資料送付の

ための費用に関する政務活動との関連性の有無は、その送付された資料の内容によって決するほかなく、このことは、マニュアルにおいて、政務活動との関連性及び有用性を有する範囲内で政務活動費から充当することを認めていること（乙1・9頁）からも明らかであるところ、被告らは、本支出に係る送付物を提出しない。

実際に送付した資料が明らかでない本支出については、一般的・外形的事実が認められ、違法な支出であると認めることができる。

よって、本支出合計64万8525円は、違法な支出であると認めることができる。

#### ウ 資料購入費

##### (ア) B353の支出について

証拠（甲137）によれば、相馬政二議員は、雑誌である「致知」の購読料として、B353の「政務活動費の充当額」欄記載の金額を政務活動費として充当したことが認められる。

当該雑誌は、その名称から記載内容を推認することができないから、政務活動との関連性が明らかでなく、一般的・外形的事実が認められる。

被告らは、当該雑誌の内容について、具体的に主張・立証しないから、違法な支出であると認めることができる。

そのため、当該支出1万円は、違法な支出であると認めることができる。

##### (イ) B383の支出について

証拠（甲138）によれば、齋藤淳一郎議員は、雑誌である「選択」の購読料として、B383欄の「政務活動費の充当額」欄記載の金額を政務活動費として充当したことが認められる。

当該雑誌についても、その内容は明らかでなく、被告らはその具体的な内容を主張・立証しないから、違法な支出であると認めることができ

る。

よって、当該支出1万2000円は、違法な支出であると認めることができる。

## エ 事務費

B400の支出について、証拠（甲139）によれば、増渕三津男議員は、NHKの受信料として、按分率を5割とし、B400の「政務活動費の充当額」欄記載の金額を政務活動費として充当したことが認められる。

NHKの受信料のうち、事務所等の住居以外の場所に設置する受信機については、その設置場所ごとに放送受信契約が締結される（放送法2条2項）ため、当該受信機が事務所に設置されていなければ、政務活動費から支出する前提を欠くこととなるところ、増渕三津男議員の事務所の所在地を裏付ける証拠はなく、当該受信料が、事務所に設置された受信機に係る料金を含むものであることを裏付ける証拠がない一方、同議員の自宅等、事務所以外の場所に設置された受信機に係る費用である可能性が否定できないので、政務活動費との関連性を認めることができない。

よって、当該支出1万1445円は、違法な支出であると認めることができる。

## オ 人件費

(ア) 証拠（甲180及び弁論の全趣旨）によれば、増渕三津男議員、齋藤淳一郎議員、早川桂子議員及び中川幹雄議員は、人件費として、B429ないし440、501ないし536欄の「政務活動費の充当額」欄記載の金額を政務活動費として充当したこと、同書証には、人件費の支出理由として、「政務活動補助業務に対する賃金」「4月分賃金」等の記載があることが認められる。

(イ) 人件費については、マニュアルにおいて、「廃棄物不法投棄対策調査事業」等の記載がされた政務活動実績表を各会派が保管するよう記載さ

れている（乙1・43及び52頁）から、その程度の特定性をもった記載があり、かつ、その内容が各会派の政務活動計画と関連していれば足りると考えられる。

本件では、「4月分賃金」等のそもそも政務活動との関連性が一見して認められないもののほか、「書類整理」、「政務活動補助業務」及びこれに類する記載では、マニュアルにおける業務の特定性を欠いているから、そのような記載にとどまる人件費の支出については、一般的・外形的事実が認められる。

被告らは、雇用契約書（丙B35, 40の1ないし4, 41の1及び2, 42の1及び2, 44）を提出するが、そのうち、別紙6表記載の「違法な支出といえる勤務時間数」欄に相当する部分は、当該雇用契約書の業務内容において、「書類整理」、「政務調査報告書作成補助」、「引継ぎメモ作成」及び「議会傍聴」程度の記載しかなく、マニュアルにおける業務の特定性に足りる記載がないから、政務活動との関連性が認められない。

よって、別紙6の「違法な支出といえる金額」欄に記載した当該支出合計388万1778円については、違法な支出であると認めることができる。

### (3) 参加人民主

#### ア 調査研究費

C37ないし120における「証拠」欄記載の証拠によれば、事務所費及び電気代等として、「政務活動費の充当額」欄記載の金額を政務活動費として充当したこと、事務所費及び電気代等の領収書によれば、当該支出の支払者が後援会である「齊藤たかあきを支える会」又は「松井正一サポートーズクラブ」であること、「原告が違法とする金額」欄記載の金額を、当該議員が当該後援会に支払ったとする領収書が作成されていることが認

められる。

事務所費及び電気代等の領収書の記載を踏まえると、議員が実際に支出した事実が認められないから、一般的・外形的事実が認められる。

被告らは、「原告が違法とする金額」欄記載の金額を、当該議員が当該後援会に支払ったとする事実につき、当該後援会の政治資金収支報告書に記載がないことを認めた上で、当該議員から後援会への寄付の形で処理したと主張するものの、寄付と立替金の支払とは法的性質が異なるものであり、被告らが提出する書証（丙C2ないし3の4号証）を踏まえても、当該支出を議員が実際に支出したと認めることはできない。

よって、当該支出合計124万7760円については、違法な支出であると認めることができる。

#### イ 広聴広報費

##### (ア) C137の支出について

C137における「証拠」欄記載の証拠によれば、広聴広報費として、「政務活動費の充当額」欄記載の金額を政務活動費として充当したこと、同書証によれば、当該支出の支払者が「さとう栄を励ます会」であることが認められる。

当該領収書の記載を踏まえると、議員が実際に支出した事実が認められないこと、後記(イ)のとおり、成果物が提出されていないことから、政務活動費として充当することが違法であるとの一般的・外形的事実が認められる。

被告らは、本支出につき、佐藤栄議員が実際に支出したことを何ら主張・立証しないから、当該支出合計2万1000円については、違法な支出であると認めることができる。

##### (イ) C138ないし149の支出について

C138ないし149における「証拠」欄記載の証拠によれば、佐藤

栄、加藤正一及び松井正一議員は、広聴広報費として、「政務活動費の充当額」欄記載の金額を政務活動費として充当したことが認められる。

本支出についても、上記参加人みんなの広聴広報費と同様、成果物が提出されていないから、違法な支出であると認めることができる。

よって、本支出合計233万4837円は、違法な支出であると認めることができる。

#### ウ 事務費

C150ないし161、163ないし189、191ないし212における「証拠」欄記載の証拠によれば、電話代及び事務用品代等として、「政務活動費の充当額」欄記載の金額を政務活動費として充当したこと、電話代及び事務用品代等の領収書によれば、当該支出の支払者が「斎藤たかあきを支える会」又は「松井正一サポートーズクラブ」であること、「原告が違法とする金額」欄記載の金額を、当該議員が当該後援会に支払ったとする領収書が作成されていることが認められる。

当該領収書の記載を踏まえると、議員が実際に支出した事実が認められないから、一般的・外形的事実が認められる。

被告らは、「原告が違法とする金額」欄記載の金額を、当該議員が当該後援会に支払ったとする事実につき、当該後援会の政治資金収支報告書に記載がないことを認めた上で、当該議員から後援会への寄付の形で処理したと主張するものの、寄付と立替金の支払とは法的性質が異なるものであり、当該支出を議員が実際に支出したとは認められない。

よって、上記支出合計40万6674円は、違法な支出であると認めることができる。

#### エ 人件費

C226ないし262における「証拠」欄記載の証拠によれば、佐藤栄、加藤正一及び松井正一議員並びに参加人民主は、人件費として、「政務活

動費の充当額」欄記載の金額を政務活動費として充当したこと、同書証の目的や内容欄には、「政務調査補助」、「4月分賃金」及び「臨時雇用職員賃金 4月分」等の記載があることが認められる。

上記業務内容は、マニュアルにおける業務内容の特定性を欠くものであるから、一般的・外形的事実が認められるところ、被告らは、当該人件費に係る具体的な政務活動内容を主張しない。

よって、当該支出合計428万9300円は、違法な支出であると認めることができる。

#### (4) 参加人公明

D185における「証拠」欄記載の証拠によれば、西村眞治議員は、人件費として、「政務活動費の充当額」欄記載の金額を政務活動費として充当したこと、業務内容として、「政務調査活動に関する広報用資料の作成」を行ったことが認められる。

当該業務内容につき、被告らは、同議員の広報資料（丙D2の1）の作成及び発送等である旨を主張し、それを裏付ける書証（丙D5）を提出するところ、上記のとおり、広報紙には、政務活動に関するもの以外にも、政党活動、選挙活動又は後援会活動等様々なものが考えられるから、広報紙作成に係る費用として政務活動費として支出することが認められるのは、当該支出のうち、政務活動が記載されている面積の割合による按分によって認められる金額に限られるというべきであり、その広報紙作成に係る人件費についても、作成された広報紙の政務活動との関連性の認められる限度に限り支出することが認められるというべきである。

上記人件費によって作成された上記広報資料については、その作成に係る費用のうち、政務活動費中の広報費として支出できるのは5割の限度に限られるのである（丙D2の2）から、当該資料を作成及び発送等するのに要した人件費においても、同様の按分率の限度においてのみ政務との関連性が認

められる。

よって、当該支出のうち、7700円については、違法な支出であると認めることができる。

#### (5) 参加人元気

##### ア 調査研究費

###### (ア) E 6, 7 及び 12 の支出について

E 6, 7 及び 12 における「証拠」欄記載の証拠によれば、白石資隆議員は、ガソリン代として、「政務活動費の充当額」欄記載の金額を政務活動費として充当したことが認められる。

本支出のうち、本会議日（甲 184）に係るガソリン代については、本会議に参加するためにかかった費用であり、いわゆる議会活動に係る支出である可能性がうかがわれるから、一般的・外形的事実が認められる。

この点につき、被告らは、本会議日に政務活動を行っていたことについて、何ら主張・立証しない。

そのため、本支出のうち、本会議日に係る支出合計 7437 円は違法な支出であると認めることができる。

###### (イ) E 14 の支出について

E 14 における「証拠」欄記載の証拠によれば、白石資隆議員は、旅費として、「政務活動費の充当額」欄記載の金額を政務活動費として充当したこと、「被告らの主張」を踏まえると、この支出は、平成 25 年 4 月 22 日に福岡県庁及びアジアビジネスセンターを訪問し、福岡県の中小企業の海外対策及び県産農産物の海外輸出について調査する（以下「本件福岡における政務活動」という。）ため、その前日に福岡県に移動し、宿泊したことに伴うものであると認められる。

証拠（甲 163）により、本件福岡における政務活動をした事実を認

めることができるから、本支出全体が違法であるということはできない。

宿泊費を政務活動費から支出するためには、宿泊する必要性が前提となる。

被告らは、本件福岡における政務活動のために、福岡県に前日に移動した旨を主張するが、平成25年4月22日の朝から政務活動を行ったことを裏付ける証拠はなく、政務活動を行う前日に福岡に移動する必要性をうかがわせる事実は認めることができないから、一般的・外形的事実が認められ、違法な支出であるというほかない。

そして、栃木県から福岡県に向かうまでに通常要する交通費等の支出を鑑みれば、宿泊費として2万円、宿泊費に伴う食卓料として3000円の合計2万3000円の支出が違法であるというべきである。

#### イ 広聴広報費

E74ないし79における「証拠」欄記載の証拠によれば、白石資隆議員は、広聴広報費として、「政務活動費の充当額」欄記載の金額を政務活動費として充当したことが認められる。

本支出についても、上記参加人みんなの広聴広報費と同様、成果物が提出されていないから、違法な支出であると認めることができる。

よって、本支出合計14万2654円は、違法な支出であると認めることができる。

#### ウ 研修費

E73の「証拠」欄記載の証拠によれば、白石資隆議員は、研修費として、「政務活動費の充当額」欄記載の金額を政務活動費として充当したこと、当該研修の内容が、「行政の公会計についての勉強会」であったことが認められる。

「行政の公会計」には、政務活動以外にも、政党活動、選挙活動又は後援会活動等様々なものが含まれうるものであり、その研修内容から直ちに

政務活動との関連性が認められるものではないから、一般的・外形的事実を認めることができる。

被告らは、当該研修の講師に係る経歴を裏付ける証拠（丙E6）を提出するが、当該研修内容に関する具体的な主張・立証をしないから、その全部が違法な支出であるというほかない。

よって、当該支出合計5000円は、違法な支出であると認めることができる。

#### (6) 参加人県民

##### ア 広聴広報費

F5及び6における「証拠」欄記載の証拠によれば、一木弘司議員は、広聴広報費として、「政務活動費の充当額」欄記載の金額を政務活動費として充当したことが認められる。

本支出についても、上記参加人みんなの広聴広報費と同様、成果物が提出されていないから、違法な支出であると認めることができる。

よって、本支出合計8350円は、違法な支出であると認めることができる。

##### イ 事務費

###### (ア) F16ないし38の支出について

証拠（甲159及び160）によれば、一木弘司議員は、複合機リース料及び電話代として、F16ないし38欄の「政務活動費の充当額」欄記載の金額を政務活動費として充当したことが認められる。

複合機リース料に係る領収書の支払者名義は、「県民第一の会芳賀支部事務所」となっている（甲159）ところ、同事務所が一木弘司議員の政務活動事務所であることをうかがわせる証拠はなく、一般的・外形的事実が認められる。

また、電話代に係る領収書の支払者名義は、「一木弘司後援会事務所」

となっており、政務活動のために用いた電話代でないことをうかがわせ、また、議員が支出していないことをうかがわせるから、一般的・外形的事実が認められる。

これらについて、被告らは、県民第一の会芳賀支部事務所が一木弘司議員の政務活動事務所であることや、上記電話代を政務活動のために用いたこと及び一木弘司議員が当該電話代を支出したことについて、具体的に主張・立証しない。

よって、上記支出合計21万3821円は違法な支出であると認めることができる。

#### (イ) F39ないし43の支出について

証拠（甲161）によれば、保母欽一郎議員は、NHKの受信料として、F39ないし43欄の「政務活動費の充当額」欄記載の金額を政務活動費として充当したことが認められる。

NHKの受信料のうち、事務所等の住居以外の場所に設置する受信機については、その設置場所ごとに放送受信契約が締結される（放送法2条2項）ため、当該受信機が事務所に設置されていなければ、政務活動費から支出する前提を欠くこととなるところ、保母欽一郎議員の事務所の所在地を裏付ける証拠はなく、当該受信料が、事務所に設置された受信機に係る料金を含むものであることを裏付ける証拠がない一方、同議員の自宅等、事務所以外の場所に設置された受信機に係る費用である可能性が否定できないので、政務活動費との関連性を認めることができない。

よって、当該支出合計1万2750円は違法な支出であると認めることができる。

#### (7) 無所属の会

G13における「証拠」欄記載の証拠によれば、神林秀治議員は、研修費

として、「政務活動費の充当額」欄記載の金額を政務活動費として充当したこと、その支出理由として、「2014年1月例会 聴講料」と記載されていることが認められる。

上記書証には、具体的な活動内容が記載されておらず、支出先である「しもつけ21フォーラム」がいかなる組織であるかも明らかでないから、一般的・外形的事実が認められる。

被告は、書証（乙G2及び3）を提出するが、同書証においても、「新年度における県の施策について、県民の意見を踏まえ協議した。」との抽象的な記載しかなく、他に、政務活動との関連性を示す具体的な主張・立証をしないから、違法な支出であると認めることができる。

よって、当該支出3000円について、違法な支出であると認めることができる。

### 3 違法な支出であると認められないもの(上記2で違法と判断したものを除く。)

#### (1) 参加人自民

##### ア 調査研究費

(ア) 各支出に共通する原告の主張について（A1ないし482。ただし、既に返還された支出を除く。以下において、各会派の支出の記載全てにおいて同じである。）

原告は、A1ないし482の「証拠」欄記載の証拠において、各議員が行ったとされる政務活動の記載内容が、抽象的であり、具体的な活動内容が明らかでないから、政務活動との関連性が認められない旨を主張する。

本件使途基準、マニュアル及び本件申合せ（以下、これらを併せて「本件使途基準等」という。）において、支出した交通費に関する政務研究活動について支払証明書に記載すべき程度を具体的に定めたものではなく、マニュアル（乙1・50頁）の事業名に係る記入例としては、「廃棄物

「不法投棄対策調査事業」、「県土整備事業（交通政策調査）」との記載にとどまっていること、この程度の記載があれば、政務調査活動のために支出された費用か否かの判断ができることに鑑みれば、支払証明書における支出理由となった政務活動の記載の程度としては、この程度の記載があれば足りるものというべきである。

そのような観点から検討すると、A 1ないし482の「証拠」欄記載の証拠には、いずれも記載の特定性を欠くところはなく、一般的・外形的事実を認めることができない。

また、当該証拠に記載された活動内容の面においても、平成25年度における参加人自民政務活動実施要綱（丙A 1）に定められているもの又はこれに含まれるものと認められるから、政務活動との関連性が認められるものであるといえる。

そのため、この観点から検討しても、原告は、一般的・外形的事実を主張・立証したものとはいえない。

よって、原告の主張には理由がない。

(イ) 当該議員が、交通費の支出において行き先とされる東京都内の病院で診察を受けていた事実があることから、実際には通院していたにすぎず、政務活動を行っていない旨の主張について（A 442ないし445、447、448、451ないし453、457、458、462ないし464、467ないし477）

議員の政務活動が、東京都内で行われても何ら不自然・不合理ではないから、議員が通院する病院が都内にあるというだけで、東京都に行つたのは通院にすぎないと認めることはできない。

本支出についても、証拠上、政務活動を行っていたことが認められ、原告は、議員が通院していたにすぎないことを具体的に主張・立証しないから、原告の本主張についても採用できない。

(ウ) 事務所費について

A A 4 8 3 ないし 6 2 7 の支出（うち A 5 6 7 ないし 5 8 1 を除く。）  
について

A 4 8 3 ないし 6 2 7 欄の「証拠」欄記載の証拠によれば、同欄の「議員」欄記載の議員が、事務所費として「政務活動費への充当額」欄記載の金額を政務活動費に充当したこと、当該支出の領収者は、当該議員の後援会会長、親族、議員が代表者である法人又はこれに準じる者であることが認められる。

事務所費の領収者が議員の後援会会長や親族である場合、実際には金銭の收受がないにもかかわらず、形式的にそのような事実があったように見せかけるおそれがあるから、当該費用の支払の法的根拠となる契約締結の事実が認められる場合に限り、適法な支出であると認めることができる。このことは、本件申合せにおいて、「議員やその親族が役員を務める会社等との事務所の賃貸借契約については、社会通念に照らして相応の賃貸借契約が締結されていて、家賃の收受が口座・領収書等により確認される場合は、政務活動費として認められうる経費とする」と定めていることも参考となるものである。

当該支出については、証拠（丙 A 3 ないし 1 5）が提出されており、これにより、支払の法的根拠となる契約締結の事実が認められるから、違法な支出であると認めることはできない。

B A 5 6 7 ないし 5 8 1 の支出について

原告は、当該支出につき、事務所所在地が、当該支出をした板橋議員の元自宅の敷地内にあることをもって、賃貸借契約の締結に合理的な疑いが生じる旨を主張するが、議員の元自宅の敷地内に事務所があるという一事をもって、賃貸借契約の締結に疑いを生じさせるとはいえない、証拠（甲 4 1）の「使途の内容」欄には、「賃借料」との記載が

あり、この信用性を疑わせる事実は見当たらないから、一般的・外形的事実を認めることができない。

よって、当該支出が違法な支出であると認めることはできない。

#### C A 6 1 5 ないし 6 2 6 の支出について

原告は、政務活動費として支出する按分率が不当である旨を主張するが、その具体的な理由を主張・立証せず、一般的・外形的事実を認めることができないから、違法な支出であると認めることはできない。

##### (エ) 会費について

原告は、A 6 2 8 ないし 6 3 6 の支出先である研進会が、いかなる性質の団体であるか不明であるため、政務活動費との関連性が認められず、違法な支出である旨を主張する。

しかし、A 6 2 8 ないし 6 3 6 の「証拠」欄記載の証拠には、政務活動費との関連性が認められる内容の記載があるから、研進会の団体としての性質が不明であるという点のみによって、直ちに一般的・外形的事実を認めることはできない。

よって、違法な支出であると認めることはできない。

##### (オ) 入場料（A 6 4 4）について

証拠（甲 4 7）によれば、平成 25 年 8 月 31 日に、江戸絵画の美と生命に関する東日本大震災復興支援特別展が開催されている福島県立美術館への入館料 800 円を支出したことが認められる。

原告は、当該支出を誰が行った者か不明であること、政務活動との関係が不明であり、単なる観光にすぎない旨を主張する。

この点、上記証拠において、証拠書類の貼付欄に「三森文徳」との記載があること、被告らの提出する政務活動記録票（丙 A 2 1）には、三森文徳議員が、平成 25 年 8 月 31 日、福島県立美術館に入館し、特別展を見学するとともに、学芸員と運営について意見交換した旨が記載さ

れており、この信用性を疑わせる事情は見当たらないから、一般的・外形的事実を認めることはできない。

よって、当該支出を違法な支出であると認めることはできない。

#### イ 広聴広報費

A 6 5 4ないし6 9 5の広聴広報費に関する支出については、提出された成果物の内容に鑑み、按分率を含め、違法な支出であると認めることはできない（丙A 2 2ないし6 3）。

#### ウ 会議費

原告は、A 6 9 6ないし7 4 4、7 4 7及び7 4 8の会議費に係る支出につき、当該会議の参加者及び会議内容が不明であるから、政務活動費との関連性が認められず、違法な支出である旨を主張するが、A 6 9 6ないし7 4 4、7 4 7及び7 4 8の「証拠」欄記載の証拠において、平成25年度における参加人自民政務活動実施要綱（丙A 1）に定められているもの又はこれに含まれる内容の会議がされたことが認められるから、違法な支出であると認めることはできない。

#### エ 資料作成費

原告は、A 7 4 9ないし7 5.8の資料作成費に係る支出につき、客観的な資料が提出されていないから、政務活動費との関連性が認められず、違法な支出である旨を主張するが、A 7 4 9ないし7 5 8の「証拠」欄記載の証拠において、政務活動費との関連性が認められる記載があり、当該支出に基づいて作成された成果物については、マニュアル上、領収書の写しを添付することが求められているにとどまるから、成果物が明らかでないことをもって直ちに一般的・外形的事実を認めることはできない。

原告は、他に違法な支出であることを裏付ける具体的な主張・立証をしないから、違法な支出であると認めることはできない。

#### オ 資料購入費

(ア) A 759ないし874, 884ないし900, 917, 919, 921, 923, 925, 927及び930の支出について

証拠（甲59ないし70, 73, 74及び78）によれば、A 759ないし874, 884ないし900の「議員」欄に記載の議員が、「費目」欄記載の新聞を購入し、資料購入費として支出したことが認められる。

原告は、農業新聞、聖教新聞及び地方新聞はいわゆる一般紙と区別され、政務調査の限りでは一般紙で足りるなどとして、違法な支出であると主張する。

しかし、議員の政務活動は様々な領域に及ぶことをも踏まえると、聖教新聞の購入に関する支出については、本件申合せ（乙4・5頁）には、政党の機関誌の購入も政務活動費として認められうる事例として挙げられており、違法な支出であるとは認められず、両毛新聞、織姫新聞等の地方紙（丙A 65）についても、各地方の経済状況等を把握することが、政務活動と無関係とはいえないから、違法な支出であると認めるることはできない。

もっとも、福祉新聞、農業新聞については、当該業種に関する動向を把握することが、政務活動と無関係とはいえないから、当該新聞を購入することが、直ちに違法な支出であるということはできないものの、既に判示したとおり、原告が、議員の生業に係る業界紙（乙4・4頁）であることを主張・立証した場合に限って、違法な支出であると認めることができる。

A 759ないし874, 884ないし900のうち、既に違法な支出であると認定したもののほかについては、原告の主張・立証によって、も、違法な支出であると認めることはできない（A 759の五月女裕久彦議員について、原告は、同議員が過去にJA全農とちぎの職員であつ

たことを立証するにとどまり（甲185），議員の生業であるとまでは認められないから，違法な支出であると認めることはできない。）。

(イ) A875ないし883の支出について

証拠（甲71及び72）によれば，山形修治議員及び関谷暢之議員が，雑誌（日経グローカル）を購入し，資料購入費として支出したことが認められる。

原告は，当該支出によって購入されたものが雑誌であり，一般的に娛樂性の高いものであるから，政務活動との関連性が認められない旨を主張するが，上記証拠に照らせば，日経グローカルが，政務活動と関連性を有する記事を掲載していることが認められるから，一般的・外形的事実を認めることはできない。

よって，当該支出を違法な支出であると認めることはできない。

(ウ) A901ないし971の支出（ただし，上記(ア)の項目を除いたもの。）

本項において以下同じ。）について

証拠（甲75ないし79）によれば，A901ないし971の「議員」欄に記載の議員が，「費目」欄記載の県民手帳，雑誌及び書籍（以下「県民手帳等」と総称する。）を購入し，資料購入費として支出したことが認められる。

県民手帳等についても，その性質及び書名において，政務活動との関連性が認められるから，違法な支出であると認めることはできない。

もっとも，週刊誌や雑誌については，その性質上，娯楽的な要素の高い記事から，社会情勢を示す記事まで，多様な記事が記載されており，直ちに政務活動と関連するとはいえないところ，A901ないし971の「証拠」欄記載の証拠には，政務活動と関連する記事の名称が記載されていると認められるから，違法な支出であると認めることはできない。

カ 事務費

(ア) A 972ないし1039の支出について

証拠（甲80）によれば、A 972ないし1039の「議員」欄に記載の議員が、「費目」欄記載のコピーライタ等について、按分率を5割とし、事務費として支出したことが認められる。

原告は、当該按分率の根拠が不明であるから、全体として違法な支出であるというほかない旨を主張するところ、被告らは、A 972ないし1039の「被告らの主張」欄記載のとおり、政務活動との関連性を主張する。

マニュアルにおいて、事務費は、領収書の写しを添付することが求められており、消耗品については、政務活動との関連性及び有用性を有する範囲内で政務活動費に充当することができると明記されている（乙1・11頁）。

この点、コピーや郵便代等の事務費については、政務活動において、必然的に伴うものであるといえ、恒常に必要となるものであるから、政務活動との関連性を裏付ける資料を都度保管することになじまない性質のものである。

そのため、政務活動との関連性を一見して疑わせる事情がない限り、その按分率を5割とした本支出が違法であると認めることはできない。

本件では、原告は、按分率に疑問を示すものの、その按分率が不当であることを具体的に主張・立証しないから、違法な支出であると認めるることはできない。

(イ) A 1040ないし1050について

証拠（甲80）によれば、早川尚秀議員及び若林和雄議員が、A 1040ないし1050の「費目」欄記載のNHKの受信料及びケーブルテレビ費用について、按分率を5割又は2割5分とし、事務費として支出したことが認められる。

原告は、当該按分率の根拠が不明であるから、全体として違法な支出であるというほかない旨を主張するところ、上記両議員の事務所設置状況報告書（丙A67及び69）によれば、両議員は、それぞれ、政務活動事務所を、後援会又は自宅と兼用していることが認められ、若林和雄議員については、その利用目的の個数により、早川尚秀議員については、その利用面積の割合により、政務活動としての支出率に係る按分率を算出したものと認められ、これを否定する証拠はないから、当該支出に係る按分率は正当なものであるといえ、違法な支出であると認めるることはできない。

#### キ 人件費

(ア) 原告は、参加人自民に係る人件費の支出であるA1051ないし1396について、同欄の「証拠」欄記載の証拠（栃木県情報公開条例に基づいて公開された領収書）の宛名部分が黒塗りされていることから、議員と当該事務員の関係性が不明であることなどをもって、使途の透明性の確保という政務活動費に関する地方自治法の趣旨からすると、当該領収書に基づく政務活動費の支出は全て違法である旨を主張する。

この点、マニュアル等においては、上記のとおり、議員の親族を雇用することは適当でない等と定められているから、宛名の記載は本件使途基準適合性の判断において一定の意味を有することが認められるものの、情報公開条例に基づく開示請求に対して記載された内容を非開示にするか否かの判断は、違法な支出であるか否かの判断とは別個になされるものであるから、黒塗りをしていることで直ちに違法な支出であると判断することはできない。

したがって、領収書の宛名が黒塗りである出勤簿兼領収書については、原告が、議員の親族を雇用していることなどを具体的に主張しているものについては、後記のとおり個別に検討するが、それらを除いた、あく

まで原告が抽象的な可能性を主張するにとどまるものについては、違法な支出であることの一般的、外形的事実がないため、個別に検討するまでもなく上記支出が違法であるとは認められない。

(イ) また、原告は、マニュアルにおいて、按分方法につき、政務調査に関する勤務実績表を作成して政務活動費の充当比率を求める方法や、推計業務実績に基づく方法を例として定めているが、いずれにせよ、当該事務員の活動実績に基づくことが前提とされているから、按分割合に何の根拠もない場合には、活動実績に応じた按分になっていないといえ、違法な支出である旨を主張する。

しかし、A1051ないし1396欄の「証拠」欄記載の証拠によれば、政務活動に関連する業務内容を行ったことが認められ、また、政務活動に従事した勤務時間が記載されているから、活動実績に基づく支出といえる（なお、同支出項目のうち、証拠上、按分率を5割とした根拠が明記されていないものについても、証拠上、政務活動に関連する業務内容を行ったことが明記されている以上、その業務時間全てにおいて政務活動を行ったものと見ることができ、原告において、按分率を5割とすることが不当であることを具体的に主張・立証しないことに照らせば、上記結論を左右するものではない。）。

したがって、違法な支出であることの一般的、外形的事実が認められず、上記支出が違法であるとは認められない。

## (2) 参加人みんな

### ア 調査研究費

(ア) 各支出に共通する原告の主張について（B1ないし154の支出について）

B1ないし154の「証拠」欄記載の証拠において、各議員が行ったとされる政務活動の記載内容が、抽象的であり、具体的な活動内容が明

らかでないから、政務活動との関連性が認められない旨を主張するが、この主張が認められないことは、上記参加人自民の調査研究費についての判断のとおりである。

(イ) B 8, 9, 11ないし14, 16ないし19, 30, 34, 78, 80, 81, 87, 114及び115の支出（ただし、B 11, 78及び87のうち、上記第3の2(2)において違法な支出であると認定した部分を除く。本項目において以下同じ。）について

B 8, 9, 11ないし14, 16ないし19, 30, 34, 78, 80, 81, 87, 114及び115欄における「証拠」欄記載の証拠によれば、当該支出は、入学式や運動会等に出席したことに係る交通費であることが認められる。

この点、会議費に関する定めではあるが、「公務として認められているものと同内容の県政に関する各種会議、式典（学校の竣工式、道路の開通式、入学式、表彰式、各種の発会式等）への出席に要した経費」については、政務活動費から支出することが許されるといえるというべきである（乙1・10頁）。

当該支出日にかかる政務活動内容について、証拠（丙B 17の1ないし34、ただし、丙B 19の1及び2、20の4、30の1及び33の2を除く。）上、平成25年度における参加人みんな政務活動実施要綱（丙B 46）に定められているもの又はこれに含まれるものと認められるから、政務活動との関連性が認められるものといえる。

よって、当該支出についても、違法な支出であると認めることができない。

(ウ) 駐車場費用、家賃等について

A B 155ないし166の支出について

原告は、B 155ないし166の駐車場費用について、支払先がい

かなる人物であるか不明であり、賃貸借契約の締結の有無が明らかでないから、違法な支出であると主張するが、当該支払先の人物と議員との関係性等を具体的に主張するものではなく、抽象的に違法な支出である可能性を指摘するにすぎないから、一般的・外形的事実が認められない。

よって、違法な支出であると認めることができない。

#### B B167ないし178の支出について

B167ないし178の「証拠」欄の記載の証拠によれば、相馬憲一議員は、上記B155ないし166における駐車場の他に、駐車場費用としてB167ないし178の支出をしていることが認められる。

この点、証拠（丙B48）によれば、相馬憲一議員は、那須塩原駅近くの駐車場についてB167ないし178の支出をしていることが認められるから、政務活動との関連性が認められ、違法な支出であると認めることはできない。

#### C B179ないし190の支出について

B179ないし190の「証拠」欄の記載の証拠によれば、中川幹雄議員は、家賃として、按分率を5割とした上で、「政務活動費の充当額」欄記載の金額を政務活動費として充当したことが認められる。

原告は、当該家賃の支払原因となる不動産について、事務所兼自宅として登録されており、政務活動における利用実態は明らかでなく、按分率も不当であって、少なくとも按分率25パーセントを超える支出は違法である旨を主張する。

しかし、当該不動産が自宅兼事務所として登録されている事実は明らかでなく、また、按分率が不当であることを具体的に主張・立証しないから、一般的・外形的事実を認めることができず、違法な支出であると認めることはできない。

#### D B191及び192の支出について

B191及び192の「証拠」欄の記載の証拠によれば、電気代として、按分率を5割とした上で、「政務活動費の充当額」欄記載の金額を政務活動費として充当したこと、同証拠によれば、支払先が「中川幹雄総合政策研究会」とされていることが認められる。

原告は、議員の関わる団体に支払をしていることをもって、適法な支出であると認めることはできないと主張するが、上記証拠においては、寄付の形による金銭の収受と異なり、中川幹雄議員が、電気代として当該団体に支払ったことが明記されているから、同議員が電気代を負担したと認めることができ、当該支出につき、政務活動費から充当することが違法な支出であると認めることはできない。

#### E B193ないし234の支出について

原告は、賃貸借契約を締結したことを裏付ける証拠がなく、また、按分率を5割とすることの正当性も明らかでないと主張する。

しかし、当該支出に係る証拠（甲121）には、「賃借料」との記載があるから、賃貸借契約が締結されていたことがうかがわれるところ、原告は、賃貸借契約を締結した事実がないことや、当該按分率が不当であることを具体的に主張・立証しないから、一般的・外形的事実を認めることができず、当該支出を違法であると認めることはできない。

#### F B264の支出について

原告は、当該支出につき、証拠（甲127）上、政務活動内容の記載が不明確であるなどと主張するが、当該記載により、平成25年度における参加人みんな政務活動実施要綱（丙B46）に定められているもの又はこれに含まれる政務活動内容が記載されていると認めることができるから、政務活動との関連性が認められるものといえる。

よって、当該支出を違法な支出であると認めることはできない。

#### イ 広聴広報費

B 2 9 5ないし3 0 4, 3 1 2ないし3 1 7の広聴広報費に関する支出については、提出された成果物の内容に鑑み、按分率を含め、違法な支出であると認めることはできない（丙B 1ないし1 5）。

#### ウ 研修費

原告は、B 2 6 4ないし2 9 4の支出について、同支出項目の「書証」欄記載の証拠上、政務活動内容の記載が不明確であるなどと主張するが、当該証拠には、平成2 5年度における参加人みんな政務活動実施要綱（丙B 4 6）に定められているもの又はこれに含まれる政務活動内容が記載されていると認めることができるから、政務活動との関連性が認められるものといえる。

よって、当該支出を違法な支出であると認めることはできない。

#### エ 会議費

原告は、B 3 1 9ないし3 2 1の会議費に係る支出につき、証拠上、当該会議の内容が抽象的にしか記載されていないから、政務活動費との関連性が認められず、違法な支出である旨を主張するが、B 3 1 9ないし3 2 1の「証拠」欄記載の証拠において、平成2 5年度における参加人みんな政務活動実施要綱（丙B 4 6）に定められているもの又はこれに含まれる内容の会議がされたことが認められるから、違法な支出であると認めるとはできない。

#### オ 資料作成費

原告は、B 3 2 2ないし3 3 6の資料作成費に係る支出につき、成果物の内容が不明であり、政務活動費との関連性が認められず、違法な支出である旨を主張するが、B 3 2 2ないし3 3 6の「証拠」欄記載の証拠において、政務活動費との関連性が認められる記載があり、マニュアル上、資

料作成費については領収書の写しを添付することが求められているにとどまるから、成果物が明らかでないことをもって直ちに一般的・外形的事実を認めることはできない。

原告は、他に違法な支出であることを裏付ける具体的な主張・立証をしないから、違法な支出であると認めることはできない。

#### カ 資料購入費

証拠(甲137及び138)によれば、B337ないし399の「議員」欄に記載の議員が、「費目」欄記載の新聞、県民手帳等を購入し、資料購入費として支出したことが認められる(なお、B399は、書証(甲138)上、事務費として整理されているが、職員録の購入費であるから、その実質に鑑み、資料購入費として検討する。)。

B337ないし399の「証拠」欄記載の証拠を踏まえれば、各種書籍の書名や雑誌の記事名等により、既に違法な支出であると判示した支出を除き、政務活動と関連性が認められないものは見当たらず、違法な支出であると認めることはできない。

#### キ 事務費

##### (ア) B401ないし412の支出について

証拠(甲140)によれば、中川幹雄議員は、複合機リース代として、按分率を5割とし、B401ないし412の「政務活動費の充当額」欄記載の金額を政務活動費として充当したこと、同書証において、当該事務費の支払者が「中川幹雄総合政策研究会 代表 中川幹雄」名義となっていることが認められる。

上記支払名義の記載からは、議員が実際に支出した事実が認められないから、政務活動費として充当することが違法であるとの一般的・外形的事実が認められる。

しかし、同書証(甲140)には、上記中川議員が、中川幹雄総合政

策研究会が立て替えた上記複合機リース代につき、同研究会に返納したことと裏付ける領収書も添付されており、この書証の信用性を否定する事情は認められないから、上記議員が上記複合機リース代を負担したものと認めることができる。

よって、当該支出が違法な支出であると認めることはできない。

(イ) B 4 1 3 ないし 4 2 3 の支出について

証拠（甲 1 4 1）によれば、相馬憲一議員は、相馬幸子名義の N T T 利用料のうち、按分率を 5 割として、同支出項目の「政務活動費の充当額」欄記載の金額を政務活動費に充当していることが認められる。

原告は、按分率の根拠が不明であるから、全体として違法な支出であるというほかない旨を主張するところ、政務活動を行う上で、N T T の利用をすることは不可避なものといえ、相馬幸子と兼用によるものだとしても、そのうち 5 割を政務活動費から支出することが違法であるとはいえない。

このことは、原告は、上記按分率に疑問を示すものの、その按分率が不当であることを具体的に主張・立証しないことからも相当といえるものである。

よって、当該支出が違法な支出であると認めることはできない。

(ウ) B 4 2 4 ないし 4 2 8 の支出について

証拠（甲 1 4 2 ないし 1 4 5）によれば、同支出項目の「議員」欄記載の議員が、「費目」欄記載の送料及び封筒等について、按分率を 5 割とし、事務費として支出したことが認められる。

原告は、当該按分率の根拠が不明であるから、全体として違法な支出であるというほかない旨を主張するところ、被告らは、B 4 2 4 ないし 4 2 8 の「被告らの主張」欄記載のとおり、政務活動との関連性を主張する。

マニュアルにおいて、事務費は、領収書の写しを添付することが求められており、消耗品については、政務活動との関連性及び有用性を有する範囲内で政務活動費に充当することができると明記されている（乙1・11頁）。

この点、コピーや郵便代等の事務費については、政務活動において、必然的に伴うものであるといえ、恒常的に必要となるものであることは参加人自民の事務費において判示したとおりである。

B424ないし428の支出についても、原告は、按分率に疑問を示すものの、その按分率が不当であることを具体的に主張・立証しないから、違法な支出であると認めることはできない。

#### ク 人件費

原告は、参加人みんなに係る人件費の支出であるB429ないし548について、同欄の「証拠」欄記載の証拠において、政務活動との関連性が認められる記載がないから、政務活動との関連性が認められない旨を主張する。

この点、違法な支出であると認められる人件費として判示したものについては、被告らが提出する雇用契約書や出勤簿等（丙B35ないし44）により、按分率を含め、平成25年度における参加人みんな政務活動実施要綱（丙B46）に定められているもの又はこれに含まれる政務活動のために雇い入れた人件費として支出したものと認めることができるから、違法な支出であると認めることはできない。

#### (3) 参加人民主

##### ア 調査研究費

原告は、C1ないし36の支出について、同支出項目の「証拠」欄記載の証拠において、各議員が行ったとされる政務活動の記載内容が、抽象的であり、具体的な活動内容が明らかでないから、政務活動との関連性が認

められない旨を主張するが、同証拠には、いずれも記載の特定性を欠くところはなく、一般的・外形的事実を認めることができない。

また、当該証拠に記載された活動内容の面においても、平成25年度における参加人民主政務活動実施計画（丙C1）に定められているもの又はこれに含まれるものと認められるから、政務活動との関連性が認められるものであるといえる。

そのため、この観点から検討しても、原告は、一般的、外形的事実を主張・立証したものとはいえない。

よって、原告の主張には理由がない。

#### イ 研修費

原告は、C121ないし123の支出について、同支出項目の「書証」欄記載の証拠上、政務活動内容の記載が不明確であるなどと主張するが、当該証拠には、平成25年度における参加人民主政務活動実施計画（丙C1）に定められているもの又はこれに含まれる政務活動内容が記載されていると認めることができるから、政務活動との関連性が認められるものといえる。

よって、当該支出を違法な支出であると認めることはできない。

#### ウ 資料作成費

原告は、C213の資料作成費に係る支出につき、客観的な資料が提出されていないから、政務活動費との関連性が認められず、違法な支出である旨を主張するが、C213の「証拠」欄記載の証拠において、政務活動費との関連性が認められる記載があり、当該支出に基づいて作成された成果物については、マニュアル上、領収書の写しを添付することが求められているにとどまるから、成果物が明らかでないことをもって直ちに一般的・外形的事実を認めることはできない。

原告は、他に違法な支出であることを裏付ける具体的な主張・立証をし

ないから、違法な支出であると認めることはできない。

## エ 資料購入費

証拠（甲94）によれば、C124ないし136の「議員」欄に記載の議員が、「費目」欄記載の書籍等を購入し、資料購入費として支出したことが認められる。

C124ないし136の「証拠」欄記載の証拠を踏まえれば、各種書籍の書名や雑誌の記事名等により、政務活動と関連性が認められないものは見当たらず、違法な支出であると認めることはできない。

## オ 事務費

### (ア) C162の支出について

証拠（甲98）によれば、齊藤孝明議員が、電話代として、C162の「政務活動費の充当額」欄記載の金額を政務活動費として充当したことが認められる。

原告は、当該支出につき、齊藤孝明議員の資金管理団体が支出したものある旨を主張するが、証拠（甲98）上、電話代の支払者は「齊藤たかあき」となっているから、一般的・外形的事実を認めることはできない。

よって、当該支出が違法な支出であると認めることはできない。

### (イ) C190の支出について

証拠（甲99）によれば、齊藤孝明議員が、調査服購入費用として、C190の「政務活動費の充当額」欄記載の金額を政務活動費として充当したことが認められる。

原告は、調査服は、政務活動と無関係であると主張するが、議員が政務活動を行うに当たって、現地調査等の際に背広の着用が不適当である場合も考えられるから、無関係とはいえず、一般的・外形的事実を認めることはできない。

よって、当該支出が違法な支出であると認めることはできない。

#### カ 人件費

原告は、齊藤孝明議員の人事費としての支出であるC214ないし225について、同欄の「証拠」欄記載の証拠（栃木県情報公開条例に基づいて公開された領収書）の宛名部分が黒塗りされていることから、議員と当該事務員の関係性が不明であることなどをもって、使途の透明性の確保という政務活動費に関する地方自治法の趣旨からすると、当該領収書に基づく政務活動費の支出は全て違法である旨を主張するが、当該主張が採用できず、その他に一般的・外形的事実が認められないことは、参加人自民に係る違法であると認められない人事費において判示したとおりである。

原告は、C214ないし225について、その他に一般的・外形的事実について何ら主張・立証をしないから、当該支出が違法であると認めるとはできない。

#### (4) 参加人公明

##### ア 調査研究費

###### (ア) D1ないし35, 48ないし77の支出について

原告は、D1ないし35, 48ないし77の支出について、同支出項目の「証拠」欄記載の証拠において、各議員が行ったとされる政務活動の記載内容が、抽象的であり、具体的な活動内容が明らかでないから、政務活動との関連性が認められない旨を主張するが、同証拠には、いずれも記載の特定性を欠くところはなく、一般的・外形的事実を認めることができない。

また、当該証拠に記載された活動内容の面においても、平成25年度における参加人公明政務調査実施要綱（丙D1）に定められているもの又はこれに含まれるものと認められるから、政務活動との関連性が認められるものであるといえる。

そのため、この観点から検討しても、原告は、一般的・外形的事実を主張・立証したものとはいえない。

よって、原告の主張には理由がない。

#### (イ) D 3 6 ないし 4 7 の支出について

原告は、D 3 6 ないし 4 7 における警備保障費の支出については、政務活動と関係がなく、違法な支出であると主張するが、政務活動に伴い必要となる事務所費について、マニュアル上、政務活動費として支出することが認められている（乙 1 ・ 8 頁）から、当該事務所の警備に要する本支出についても、家賃と同様に政務活動費から支出することが認められるべきである。

そのため、警備保障費であるという点をもって違法な支出であるとの原告の上記主張は採用できない。

#### イ 広聴広報費

D 1 6 0 及び 1 6 1 の広聴広報費に関する支出については、提出された成果物の内容に鑑み、按分率を含め、違法な支出であると認めるることはできない（丙 D 2 の 1 及び 2 ）。

#### ウ 研修費

D 7 8 ないし 1 5 9 の支出について、原告は、同支出項目の「証拠」欄記載の証拠において、各議員が行ったとされる政務活動の記載内容が、抽象的であり、具体的な活動内容が明らかでないから、政務活動との関連性が認められない旨を主張するが、同証拠には、いずれも記載の特定性を欠くところはなく、一般的・外形的事実を認めることができない。

また、当該証拠に記載された活動内容の面においても、平成 2 5 年度における参加人公明政務調査実施要綱（丙 D 1 ）に定められているもの又はこれに含まれるものと認められるから、政務活動との関連性が認められるものであるといえる。

そのため、この観点から検討しても、原告は、一般的・外形的事実を主張・立証したものとはいえない。

よって、原告の主張には理由がない。

#### エ 資料購入費

証拠（甲155）によれば、D162ないし173の「議員」欄に記載の議員が、「費目」欄記載の新聞、書籍及び雑誌を購入し、資料購入費として支出したことが認められる。

D162ないし173の「証拠」欄記載の証拠及びグリーンレポートが環境問題を扱う雑誌であること（丙D3）を踏まえれば、各種書籍の書名や雑誌の記事名等により、政務活動と関連性が認められないものは見当たらず、違法な支出であると認めることはできない。

#### オ 事務費

証拠（甲156）によれば、野澤和一議員が、NHK受信料として、按分率を5割とした上で、D1.74の「政務活動費の充当額」欄記載の金額を政務活動費として充当したことが認められる。

原告は、政務活動との関係における必要性が不明であること、仮に、必要性が認められたとしても、按分率の根拠が不明であるなどとして、違法な支出であると主張する。

この点、議員が政務活動を行うに当たっては、幅広い知見が必要となるから、NHKの受信料を支払い、視聴することは、政務活動との関連性が認められる。

そして、按分率についても、NHKの受信料は、事務所等の住居以外の場所に設置する受信機については、その設置場所ごとに放送受信契約が締結される（放送法2条2項）ところ、本支出に係る受信機の所在は、野澤和一議員の政務活動事務所の所在地と同一である（丙D4）から、按分率を5割としたことについて、違法な支出であると認めるに足りる証拠はな

い。

よって、当該支出が違法な支出であると認めることはできない。

#### カ 人件費

原告は、野澤和一議員の人事費としての支出であるD175ないし184について、支出項目の「証拠」欄記載の証拠には、具体的な政務活動に関する記載がされていないから、政務活動との関連性が明らかでなく、違法な支出であると主張するが、当該証拠の記載は、平成25年度における参加人公明政務調査実施要綱（丙D1）に定められているもの又はこれに含まれるものと認められるから、違法な支出であると認めることはできない。

#### (5) 参加人元気

##### ア 調査研究費

(ア) E1ないし21の支出のうち、原告が、各議員が行ったとされる政務活動の記載内容が、抽象的であり、具体的な活動内容が明らかでないから、政務活動との関連性が認められない旨を主張するものについて

E1ないし21の支出について、支出項目の「証拠」欄記載の証拠には、いずれも記載の特定性を欠くところではなく、一般的・外形的事実を認めることができない。

また、当該証拠に記載された活動内容の面においても、証拠（丙E3及び4）を踏まえれば、平成25年度における参加人元気の実施計画（丙E1）に定められているもの又はこれに含まれるものと認められるから、政務活動との関連性が認められるものであるといえる。

そのため、この観点から検討しても、原告は、一般的・外形的事実を主張・立証したものとはいえない。

よって、原告の上記主張には理由がない。

(イ) E13ないし20のうち、ジェトロの開設時期につき、白石資隆議員

が虚偽報告をしているという原告の主張について

原告は、ジェトロ栃木は、平成25年4月1日に開設しているところ、白石資隆議員は、平成25年4月当時に栃木県にジェトロが開設されていないと虚偽の報告をしているから、それに関する政務活動費からの支出は違法である旨を主張するが、ジェトロ栃木の開設日は、平成27年4月1日である（丙E2）から、その前提を欠き、採用できない。

よって、違法な支出であると認めることはできない。

#### イ 研修費

E22ないし72の支出について、原告は、同支出項目の「証拠」欄記載の証拠において、各議員が行ったとされる政務活動の記載内容が、抽象的であり、具体的な活動内容が明らかでないから、政務活動との関連性が認められない旨を主張するが、同証拠には、いずれも記載の特定性を欠くところはなく、一般的・外形的事実を認めることができない。

また、当該証拠に記載された活動内容の面においても、内外情勢調査会における平成25年度の開催内容（丙E5）をも踏まえれば、いずれも平成25年度における参加人元気の実施計画（丙E1）に定められているもの又はこれに含まれるものと認められるから、政務活動との関連性が認められるものであるといえる。

そのため、この観点から検討しても、原告は、一般的、外形的事実を主張・立証したものとはいえない。

よって、原告の主張には理由がない。

#### ウ 資料購入費

証拠（甲173）によれば、E80ないし89の「議員」欄記載の議員が、「費目」欄記載の書籍を購入し、資料購入費として支出したことが認められる。

同証拠の「使途の内容」欄を踏まえれば、各種書籍の書名や雑誌の記事

名等により、政務活動と関連性が認められないものは見当たらず、違法な支出であると認めることはできない。

#### エ 人件費

原告は、白石資隆議員の人事費としての支出であるE90ないし101について、同欄の「証拠」欄記載の証拠（栃木県情報公開条例に基づいて公開された領収書）の宛名部分が黒塗りされていることから、議員と当該事務員の関係性が不明であることなどをもって、使途の透明性の確保という政務活動費に関する地方自治法の趣旨からすると、当該領収書に基づく政務活動費の支出は全て違法である旨を主張するが、当該主張が採用できず、その他に一般的・外形的事実が認められないことは、参加人自民に係る違法であると認められない人事費において判示したとおりである。

#### (6) 参加人県民

##### ア 調査研究費

原告は、F8ないし15の支出について、支出項目の「証拠」欄記載の証拠において、当該議員が行ったとされる政務活動の記載内容が、抽象的であり、具体的な活動内容が明らかでないから、政務活動との関連性が認められない旨を主張するが、同証拠には、いずれも記載の特定性を欠くところではなく、一般的・外形的事実を認めることができない。

また、当該証拠に記載された活動内容の面においても、平成25年度における参加人県民政務活動実施計画（丙F1）に定められているもの又はこれに含まれるものと認められるから、政務活動との関連性が認められるものであるといえる。

そのため、この観点から検討しても、原告は、一般的・外形的事実を主張・立証したものとはいえない。

よって、原告の主張には理由がない。

##### イ 広聴広報費

F 1ないし4の広聴広報費に関する支出については、提出された成果物の内容に鑑み、按分率を含め、違法な支出であると認めることはできない（丙F 2ないし5）。

#### ウ 事務費

証拠（甲157）によれば、一木弘司議員が、封筒の購入費として、按分率を5割とし、1万2600円を支出したことが認められる（F 7）。

マニュアルにおいて、事務費は、領収書の写しを添付することが求められており、消耗品については、政務活動との関連性及び有用性を有する範囲内で政務活動費に充当することができると明記されている（乙1・11頁）。

この点、コピーや郵便代等の事務費については、政務活動において、必然的に伴うものであるといえ、恒常的に必要となるものであることは参加人自民の事務費において判示したとおりである。

F 7の支出についても、原告は、按分率に疑問を示すものの、その按分率が不当であることを具体的に主張・立証しないから、当該支出について、違法な支出であると認めることはできない。

#### エ 人件費

原告は、一木弘司議員の人件費としての支出であるF 44ないし55について、同欄の「証拠」欄記載の証拠（栃木県情報公開条例に基づいて公開された領収書）の宛名部分が黒塗りされていることから、議員と当該事務員の関係性が不明であることなどをもって、使途の透明性の確保という政務活動費に関する地方自治法の趣旨からすると、当該領収書に基づく政務活動費の支出は全て違法である旨を主張するが、当該主張が採用できることは参加人自民に係る違法な支出であると認められない人件費において判示したとおりであり、原告は、その他に具体的に一般的・外形的事実を指摘しないから、違法な支出であると認めることはできない。

## (7) 無所属の会

### ア 調査研究費

原告は、G1ないしG12の支出につき、当該議員が行ったとされる政務活動の記載内容が、抽象的であり、具体的な活動内容が明らかでないから、政務活動との関連性が認められない旨を主張するが、支出項目の「証拠」欄記載の証拠には、いずれも記載の特定性を欠くところはなく、一般的・外形的事実を認めることができない。

また、当該証拠に記載された活動内容の面においても、政務活動との関連性が認められるものであるといえる。

原告は、一般的・外形的事実を主張・立証したものとはいえない。

よって、原告の上記主張には理由がない。

### イ 資料作成費

原告は、G14ないし19の資料作成費に係る支出につき、客観的な資料が提出されていないから、政務活動費との関連性が認められず、違法な支出である旨を主張するが、G14ないし19の「証拠」欄記載の証拠において、政務活動費との関連性が認められる記載があり、当該支出に基づいて作成された成果物については、マニュアル上、領収書の写しを添付することが求められているにとどまるから、成果物が明らかでないことをもって直ちに一般的・外形的事実を認めることはできない。

原告は、他に違法な支出であることを裏付ける具体的な主張・立証をしないから、違法な支出であると認めることはできない。

### ウ 資料購入費

証拠（甲177）によれば、神林秀治議員が、G20ないし35の「費目」欄記載の新聞及び県民手帳等を購入し、資料購入費として支出したことが認められる。

G20ないし35の「証拠」欄記載の証拠及び長野県民手帳の記載内容

(乙G4)を踏まえれば、各種書籍の書名や新聞の記事名等により、政務活動と関連性が認められないものは見当たらず、違法な支出であると認めることはできない。

#### エ 人件費

原告は、神林秀治議員の人件費としての支出であるG36ないし47について、同欄の「証拠」欄記載の証拠（栃木県情報公開条例に基づいて公開された領収書）の宛名部分が黒塗りされていることから、議員と当該事務員の関係性が不明であることなどをもって、使途の透明性の確保という政務活動費に関する地方自治法の趣旨からすると、当該領収書に基づく政務活動費の支出は全て違法である旨を主張するが、当該主張が採用できず、その他に一般的・外形的事実が認められないことは、参加人自民に係る違法であると認められない人件費において判示したとおりである。

#### 4 悪意の受益者について

原告は、補助参加人らは、本件使途基準に適合しない違法な支出の合計額についての不当利得について、悪意の受益者に当たる旨を主張するが、上記2のとおり、違法な支出であると認めることができる各支出につき、補助参加人が悪意であることを認めるに足りる証拠はないから、この点についての原告の主張は採用することができない。

#### 第4 結論

以上によれば、原告の請求は、別紙2の「会派」欄に記載された者に対し、対応する同別紙の「認容金額（円）」欄に記載された金員を支払うよう請求することを求める限度で理由があるから、その限度で認容し、その余の請求は理由がないからいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

宇都宮地方裁判所第一民事部

裁判官

國原徳太郎

裁判官

柿部泰宏

裁判長裁判官河本晶子は、転補のため、署名押印することができない。

裁判官

國原徳太郎

別紙1 (当事者目録)

宇都宮市若松原三丁目14番2号 秋元照夫税理士事務所内

原 告	市民オンブズパーソン栃木
同代表者兼訴訟代理人弁護士	高橋 信正
同訴訟代理人弁護士	服部 有平
同	米田 平歩
同	田中 徹俊
同	大木 俊穎
同	若狭 昌博
同	須藤 子
同	品川 尚淳
同	川上 一希
同	浅木 誠史
同	小西 崇
同	野崎 弘太郎
同	石田 太郎

宇都宮市塙田1丁目1番20号

被 告	栃木県知事福田富一
同訴訟代理人弁護士	谷田 容一
同 指定代理人	上田 裕之
同	天海 則仁
同	杉田 真理子

同 所

被告補助参加人	とちぎ自民党議員会
同 代 表 者 会 長	三森 文徳
同訴訟代理人弁護士	平野 浩視

同 所

被 告 補 助 參 加 人	み ん な の ク ラ ブ
同 代 表 者 代 表	相 馬 憲 一
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	新 江 進
同	新 江 学

同 所

被 告 補 助 參 加 人	民 主 市 民 ク ラ ブ
同 代 表 者 代 表	佐 藤 栄

同 所

被 告 補 助 參 加 人	県 民 ク ラ ブ
同 代 表 者 代 表	一 木 弘 司
上記兩名訴訟代理人弁護士	白 井 裕 己
同	石 井 信 行
同	白 井 秀 侑

同 所

被 告 補 助 參 加 人	公 明 党 栃 木 県 議 会 議 員 会
同 代 表 者 会 長	山 口 恒 夫
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	山 田 実
同	飯 塚 文 子
同	阿 部 健 一

栃木県小山市城東 3 - 2 1 - 4

被 告 補 助 參 加 人	元 気 ク ラ ブ
同 代 表 者 代 表	白 石 資 隆
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	山 内 亮 二

別紙2（請求金額及び認容額）

会 派	請求金額（円）	認容金額（円）
参加人自民	8054万6402円	31万9666円
参加人みんな	2439万2425円	457万3664円
参加人民主	1151万7663円	829万9571円
参加人公明	278万6584円	7700円
参加人元気	180万1040円	17万8091円
参加人県民	279万1301円	23万4921円
無所属の会	163万2093円	3000円
合 計	1億2546万7508円	1361万6613円